

【解説文】

差上申願書之事

年廿二

加藤次左衛門

右今度行田町年寄樋口一十郎跡役被 仰付

被下候様仕度候、町年寄御役儀相勤候筋目之

者ニ而役馴申候ハ、相勤可申者ニ而御座候ニ付、奉願上候以上

行田町年寄

延享四丁卯年五月

古橋藤左衛門

古橋理左衛門

梅沢庄右衛門

加藤十左衛門

江森六右衛門

西郷吉之右衛門殿

金田喜兵衛殿

右之通重而仲間中願書差上申候砌者

如此相■（認）候様ニ喜兵衛様方被仰付下書被下

候間、一所ニまき置申候、以上

【読み下し文】

差し上げ申す願書の事

年二十二

加藤次左衛門

右今度行田町年寄樋口一十郎跡役仰せ付けられ、下され候様仕りたく候、町年寄御役儀相勤め候筋目の者にて役馴れ申し候ハ、相勤め申すべき者にて御座候に付、願い上げ奉り候、以上
（年号・人名略）

右の通り重ねて仲間中願書差し上げ申し候砌は、此れの

如く相【認め】^{したた}候様に喜兵衛様より仰せ付けられ下書き

下され候間、一所に巻き置き申し候、以上

【現代語訳】

差し上げ申します
願書について

加藤次右衛門

右（の者）今度行田町年寄の樋口一十郎の跡役に（藩より）任命下さるようになっています。ただきたいです。（右の者は）町年寄の御役儀を勤める筋目の者であり、役に馴れば勤めることができます。そのため、（右のように藩へ）願い上げ奉ります。以上。

（年号・人名略）

右の通り何度かにおたって（町年寄の）仲間中願書を（藩に）差し上げ申しましたところ、（願書の文章を）このように認めるようにと（金田）喜兵衛様からご指示がありましたので、（この願書控と）一緒に巻き置くことにします。以上。

※（ ）内は意味の補足